

平成 23 年 12 月 5 日

社会保障・税一体改革作業チームについて（案）

- 12月5日の政府・与党社会保障改革本部において示された総理指示に基づき、「社会保障・税一体改革成案」の具体化を図るため、税制調査会に社会保障・税一体改革作業チームを設ける。
- 同作業チームにおいては、社会保障・税一体改革において検討すべき課題（別紙参照）について幅広く議論を行い、その具体的方向性について、「社会保障・税一体改革大綱（仮称）」案の策定に向けた検討を行い、その検討結果を政府税調に報告する。
- 社会保障・税一体改革作業チームのメンバーは、以下の者とする。ただし、座長の判断により、必要に応じて他の税調委員等の出席を求めることができるものとする。

座長 財務副大臣（企画委員会主査）

座長代理 総務副大臣（企画委員会主査代理）

内閣府副大臣（国家戦略、経済財政、社会保障・税一体改革担当）

厚生労働副大臣

財務大臣政務官（企画委員会事務局長）

総務大臣政務官（企画委員会事務局長代理）

内閣府大臣政務官（国家戦略、経済財政、社会保障・税一体改革担当）

(別紙)

「社会保障・税一体改革成案」具体化のための検討課題

消費税

- ①税率の引上げ（時期と幅等）
- ②いわゆる逆進性の問題への対応
- ③課税の適正化、消費税と個別間接税の関係等

その他の税目

- ①個人所得課税
 - ・ 各種の所得控除や税率構造の改革
 - ・ 給付付き税額控除
 - ・ 金融所得課税の一体化
- ②法人課税
 - (23年度改正：課税ベースの拡大等と実効税率の引下げ)
- ③消費課税（消費税以外）
 - ・ 車体課税
 - ・ エネルギー課税（地球温暖化対策のための税）
- ④資産課税
 - ・ 課税ベース・税率構造の見直し
 - ・ 事業承継税制
- ⑤地方税制
- ⑥その他
 - ・ 社会保障・税に関わる共通番号制度
 - ・ 国際課税、国際連帯税等